適正な維持管理の徹底

組合ニュース

発行所
大阪府衛生管理協同組合
編集事務局・広報部
〒556-0011 大阪市浪速区
難波中2丁目7－25
TEL 06-6633-2460
FAX 06-6633-1652

浄化槽管理技術に一層の磨きを

大阪府衛生管理協同組合理事長　藤野　静男

新年あけましておめでとうございます。昨年は大阪府衛生管理協同組合の運営及び活動に対しまして、ご指導・ご鞭撻を賜り誠に有り難うございました。本年も倍旧のご厚誼の程宜しくお願い申し上げます。

昨年は日本だけでなく世界でも本当に大変な年で、「史上初」や「歴史的」という言葉が数多く聞かれました。東日本大震災と津波の被害、今なお出口の見えない福島原発問題、台風による新潟や紀伊半島の被害、長期にわたる超円高状態、世界各地での洪水被害、中でもタイの洪水は日本メーカーに大打撃を与えました。

二十一世紀は「水」の世紀と言われながら、その水に苦しめられた一年ではなかったかと思います。

平成24年は干支で言えば壬辰（みずのえたつ）にあたります。正に龍のような強力なリーダーシップを持った政治家が出現して、暗雲に覆われたようなこの日本の雰囲気を打破して貰いたいものです。

我々が携わる浄化槽業界に目を転じれば、年々浄化槽に対する注目度は高まっております。生活排水処理の整備速度はコスト面でも圧倒的に有利であるため、市町村設置型の浄化槽が確実に増加しております。浄化槽の性能は窒素除去やリン除去等の高度処理ができるようになり、位置付けも仮設から恒久設備として認められるようになりました。生活排水処理に関して下水道が普及された地域と、そうでない地域との格差を速やかに解消し、地域全体の水環境を改善向上するためには、浄化槽に勝るものはありません。事実、公共下水道に対して公共浄化槽という概念も生まれているようです。

良いこと尽くめのような浄化槽ですが、アキレス腱とでもいうべき唯一の弱点があります。それは適正な維持管理が行われていてこそ、その性能が発揮されるということです。つまり浄化槽を生かすも殺すもこの維持管理の技術が握っているのです。折角の我々の維持管理技術が「画龍点睛を欠く」ことのないようにするために不可欠となるのは、十一条検査を受検することです。第三者による外部監査を受けてこそ、管理技術の信頼が得られるのです。

本組合の皆様方におかれましては、本業の技術力に一層の磨きをかけ、ますますの社業発展を遂げられんことを心より祈念申し上げ、年頭のご挨拶とさせて頂きます。

法定検査受験率の向上にご協力を

大阪府健康医療部環境衛生課長　桐山　晴光

新年あけましておめでとうございます。

皆様には、お健やかに平成24年の新春を迎えられたことと心からお慶び申し上げます。

藤野理事長をはじめ大阪府衛生管理協同組合の皆様には、日頃より本府環境衛生行政の推進に格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、東日本大震災の折には、し尿の収集・運搬支援に係る本府からの要請に迅速にご対応いただいたことにつきましては、たいへん心強く感じているところであり、深く敬意と感謝を表する次第でございます。

さて、今回の震災では、浄化槽は、その大きな特徴の一つである「短期間で安価に設置できる」ということに着目され、仮設住宅の生活排水処理施設に採用されるなど、まちの応急復旧にも活躍しているところです。今後は、まちの復興にあたって、下水道等とのベストミックスによる恒久的な生活排水処理施設として、さらに重要な役割を担うものと期待されます。

ところで、浄化槽が所期の性能を発揮し、良好な処理水質を確保するには、清掃・保守点検・法定検査の維持管理が大切です。そのうち法定検査は、第三者機関である指定検査機関が、保守点検・清掃等の維持管理状況や放流水質について検査を行うことにより、浄化槽が適正に管理されているか、また、正常に機能しているかを、公正に評価するものです。そのため、浄化槽整備を一層推進していくには、法定検査の確実な実施により、浄化槽の信頼性を高めていくことが重要となっています。現在、府内の受検率は5.2％と全国でもワースト2となっており、これまでも、受検率のさらなる向上を図るため府民啓発等、様々な取り組みをしてまいりましたが、受検率のさらなる向上には今後、法定検査の手法等について抜本的な見直しが必要であると考えているところです。直接浄化槽の管理者と接する貴組合の皆様方にも、どうか受検率向上への取り組みにご協力いただきますようお願いいたします。

最後になりましたが、本年が皆様方にとりまして、さらなる飛躍の年となりますとともに、大阪府衛生管理協同組合の今後ますますのご発展を祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

あけましておめでとうございます（平成24年）

理事長　藤野　静男
副理事長 総務委員長　川口　廣次郎
理事　柾木　隆弘
理事　畑中　政浩
理事　松藤　次郎
理事　南　和天
副理事長 統制渉外委員長　米田　健司
理事　三ツ川　浩一
理事　岸田　正義
理事　森　広治
理事　齋藤　純代
理事　松本　えり奈
広報委員長（理事長兼務）
理事　永田　伊智朗
理事　辻　貴之
理事　野中　久泰
監事　外村　文昭
青年部委員長　金澤　一也

浄化槽保守点検及び施工技術講習会

堺商工会議所　平成23年11月16日13時30分～16時30分

㈳大阪府環境水質指導協会　会長　辻　精一郎

本日は、公私何かとお忙しい中、本講習会にご出席いただきまして、ありがとうございます。

また、皆様方には、日頃より当協会に対し、ご支援・ご協力いただいておりますことに対しまして、改めまして御礼申し上げます。

本日の講習会は、浄化槽業務に関する情報や、日々技術開発が行われている浄化槽の施工と管理に関する情報などを、施工や保守点検に従事されている方々に提供し、従事者の資質の向上および府民の浄化槽に対する信頼性の確保を目的とし、今後とも継続して行ってまいりたいと考えております。

まず初めに、皆様がよくご存じの大森先生に「浄化槽をもっと考えよう」という題でご講演をいただきます。大森先生は、元大阪府立公衆衛生研究所に勤務され、大阪の浄化槽の基礎を築かれ、その後は㈶日本環境整備教育センターでご活躍されております。

そして、第2部では製造部会の方々に大臣認定型浄化槽の維持管理と施工上の要点と題して3型式の解説をしていただきます。府域では、多くの型式の浄化槽が設置されていますので、来年以降、他型式についても順次行っていただくことを考えております。

また、ご来賓の「大阪府環境衛生課の桐山課長」さま、協賛団体の「大阪府衛生管理協同組合の米田副理事長」には、お忙しいところご出席いただきありがとうございます。

浄化槽は、下水道が整備されるまでの暫定施設から、下水道と同等の施設へと評価の見直しが行われた結果、生活排水処理施設として整備が進められております。

次に、民主党の生活排水適正処理推進プロジェクトチームの検討成果として、下水道共用地域の浄化槽の下水道への接続の免除について「下水道法等の改正案」として、今国会に提案予定と聞いています。その中で、浄化槽の管理体制の課題についても検討されております。

当協会が、大阪府知事の指定を受けて実施している法定検査につきましては、11条検査の受検率が極端に低く、国から大阪府に対し、その理由と改善策について報告を求めてきている、と聞いております。当協会としましては、大阪府と連携、協議をしながら、受験率アップに向けた対応を取ってまいりたいと考えております。

また、浄化槽を取り巻く状況は非常にきびしいものがあり、平成22年度の大阪府内の浄化槽の申請件数は1663件と、近年になく少なく、23年度も同様の数で推移をしています。

当協会としましては、浄化槽全体の底上げを図るには何をすべきか、何ができるのかを全力で考え、出来ることから取り組んでまいりたい、と考えております。皆様方からも、是非ご提案やご意見を当協会にお寄せいただきますようお願いをいたします。

最後になりますが、浄化槽の普及促進を図るには、利用者である府民の信頼を得ることが最も重要であり、それには、製造、施工、管理、清掃および検査の浄化槽に携わる関係者全ての信頼確保に向けた地道な努力が必要と考えます。

本日の講習会がそのための一歩となることを念願し、私の挨拶とさしていただきます。最後までよろしくお願いをいたします。

大阪府健康医療部環境衛生課　課長　桐山　晴光

浄化槽はもはや下水道の代替施設ではないと言われて久しいことです。

大阪府の浄化槽の普及促進の取り組みは、平成4年に個人設置型の補助事業を設けましたのが最初です。現在、12市町村で個人設置型の補助事業を実施しています。

また、市町村が主体となって浄化槽を設置し、その浄化槽の使用料を徴収する市町村設置型の補助事業は、富田林市、河内長野市を初め4市が実施をされております。さらに、3～4の市において事業実施や事業の検討を始めたいといった相談が参っております。

今後、ますますこの事業を推進し、大阪府の生活排水が100％適正に処理されるよう努力いたす所存でございます。

しかしながら、浄化槽は、正しい施工、適正な管理と清掃および法定検査が行わなければなりません。大阪では11条法定検査の受検率ワースト2位でありますが、法定検査を含めた管理がきちっと実施されることが目的とする水質が達成されることになります。

そういう意味からこの講習会が時宜を得たタイムリーな企画であると思います。

大阪府衛生管理協同組合　理事長　藤野静男　（代読）副理事長　米田健司

本日ここに、㈳大阪府環境水質指導協会が、浄化槽保守点検・施工技術講習会を開催されることに敬意と感謝を表し、心よりお祝い申し上げるとともに、協賛者として厚くお礼申しあげます。

浄化槽は、各メーカーの研究開発の成果が凝集された、わが国が誇る個別的排水処理施設であります。以前は下水道の面整備が行われるまでの、単なる仮設的位置付けにしか過ぎない時代もありました。国庫補助が付けられ、各市町村がこぞって下水道整備に乗り出した頃は、右肩上がりに税収が増える良き時代でありました。下水道普及率が、その地域の文化水準の高さのように喧伝された時期もありました。現在では、税収が伸び悩むどころか、縮小したパイを社会福祉関係予算に割かれ、公共工事は費用対効果分析の中で厳選されるようになっています。

あらゆる種類の公共工事が激減する中、例外的に管更生工事だけは毎年増加しています。これは下水道管路というものは膨大なコストを要することにあります。面整備が終わっても、引き続き相当の維持管理コストが発生し、下水道は市町村財政を圧迫する要因の一つなのです。

一方、浄化槽の建設コストや維持管理コストは下水道に較べれば微々たるもので、生活排水処理の整備速度は圧倒的に浄化槽が有利であるため、市町村設置型の浄化槽が徐々にではあるものの確実に増加しております。

また、浄化槽の処理性能が向上し、窒素除去やリン除去等の高度処理が可能となり、その社会的位置付けも恒久的設備として認められるようになりました。

生活排水処理に関して下水道普及地域と、そうでない地域との格差を速やかに解消し、地域全体の水環境を改善向上するためには、浄化槽に勝るものはありません。公共下水道に対して公共浄化槽という概念も生まれているようです。

良いこと尽くめのような浄化槽ですが、アキレス腱とでもいうべき唯一の弱点があります。それは適正な維持管理が行われていてこそ、その性能が発揮されるということです。つまり浄化槽を生かすも殺すもこの維持管理の技術が握っているのです。そういう意味で我々の果たす役割は極めて重要であり、本日の講習会のような知識習得の場が必要となります。

さらに、我々の維持管理技術の適正さを担保できるのは自己評価ではなく、11条検査を受検することに他なりません。いわば内部監査ではなく、第三者による外部監査を受けてこそ、管理技術の信頼が得られるのです。本日は、大森先生の講演の後、各メーカーによる技術説明の時間もありますので、大いに知識を習得して頂き、今後も管理技術の研鑽に努めて頂くことを祈念申し上げ、ご挨拶とさせて頂きます。

今日は、久しぶりにお会いした大阪の浄化槽の父であり、浄化槽研究の草分けである大森先生の話を是非聞いて帰りたいと思います。

また、その後各メーカーの方から日進月歩、創意工夫されている最新の浄化槽に関して、画期的な浄化槽についての情報が提供されると思いますが、より高度な維持管理技術が求められますのでこの際、皆様には十分勉強していただきたいと考えます。

適正な浄化槽の管理清掃を実施してこそ浄化槽の信頼性が増します。しっかり御聴講していただきたいと思います。

最後になりましたがこのような技術講習会を開催され、関係者の知識や技術レベルの更なる向上を企画された協会に対しましてお礼を述べるとともに、参加者全員のご健康と事業のご繁栄を祈念いたしまして挨拶といたします。

第Ⅰ部　基調講演

浄化槽をもっと考えよう！

㈶日本環境整備教育センター　評議員　大森　英昭

私が最初浄化槽の勉強を始めた場所は大阪府下であります。業界の諸先輩方から初めて浄化槽というものがどういうものか、清掃汚泥とはどういうものかを詳しく教えてもらいました。

浄化槽の勉強を始めたのは、昭和30年後半、各市町村のし尿処理施設で供用開始した途端に処理が劣悪な状態になったためです。

これは、廃掃法上の国の基準1人1日の汲み取りし尿、浄化槽汚泥の数値と収集実態が全く合わないことから生じていました。各市町村が処理場を建設するとき1人1日1ℓとして計算しており、一方、実際の搬入量は1人あたり1.6～1.8ℓあり、処理場完成時は差額分だけ過剰投入が生じていました。基準決定時に量や性状についての十分な実態調査が無かったことから生じました。

次に、浄化槽の構造容量は都道府県ごとに異なっていたのですが、FRP製品を大量生産、大量供給するために国が構造基準を作成して利便性を高めました。

浄化槽では物理的に分離した固形物を貯め込む機能がありますが、これがうまく働かなければ、きれいな放流水は得られません。汚泥が過剰に蓄積して、流入から放流までの水の流れが順調に行かなくなれば単位装置の機能は低下します。

現在、構造基準型、性能評価型など構造・容量に大きな差があり、使用条件の異なる浄化槽において、適正な清掃時期の判断は現在においても大きな問題です。これらの点から、現在の性能評価試験の方法についても再考を要すると考えています。

これを担保できるのは11条検査だけであり、浄化槽を守り、繁栄させるための最終的な武器です。11条検査が不要であるという世界は来ないのであります。逆にいうと、浄化槽は11条検査という第三者による客観的な機能評価がされるから全員が安心してこれを使用できるのです。

浄化槽では、人間の体に由来するものや厨房排水などを生物化学的に分解、浄化しております。豆腐屋、お菓子屋、惣菜屋等の排水処理においても固形物を分離し、含まれている有機物を微生物の力を借りて浄化するというのは同じです。生活排水だけでなく、物理的な固形物除去と有機物の生物学的分解という2つで処理できる排水すべてに浄化槽は適用できます。この場合には、浄化槽の構造・機能と流入排水の水量・水質がうまくかみ合わされる必要があります。

このような条件が満足されれば、生活排水処理設備、建築物の付帯設備としての位置づけから、環境保全・水資源のために水事業を行う装置としての値打ちが明確に発揮されるようになります。

浄化槽の大きさは人槽計算で行われていますが、これは1人1日何ℓ、BOD何gというのを決めて、人間の数と建物の大きさから決めています。建築基準法上の取り決めで行っているので、このようになっています。しかし、実際との乖離がある場合も多くあります。例えば水道局の記録等を参考にすれば実情に合わせた原単位が求められるはずで、浄化槽の計画、設計の効率がはるかによくなります。つまり、水を給水する場所と使った水を浄化する場所を同じ土俵の上で考えただけで、浄化槽（汚水処理）は、はるかに進歩、発展します。

どのような根拠で浄化槽の容量計算を行えばいいのか。すなわち、用途・建築

物あるいは業種ごとの原単位は重要な問題です。一例を挙げますと、府営住宅では、運転の仕方一つで窒素のみならず燐までとれるようなことが起こっています。その訳は、施設に大きな余裕があったためです。通常、24時間程度であるばっ気槽の滞留時間が30時間以上あり、酸素がない状態を作らないと汚泥が解体してしまうのです。そのために酸素がない状態を作ったのですが、硝化と脱窒が起きるようになり、窒素除去以上に、同時に窒素に由来するBODも取れてしまいました。BODを一桁にしようと思ったら脱窒処理を同時に行えば良いことが分かりました。

もう一つ、ここで考えなければならないことは、浄化槽の流入水量は200～250ℓ／人・日と言っています。

しかし、片方では水不足といわれています。これは、私の持論ですが、せっかくお金をかけて浄化槽を作るなら、放流水はただ捨てればいいのでしょうか？

浄化槽は、水再生装置である。放流水を色々生活に活用することはできないのでしょうか。

たぶん、大阪府で一番早くやったと思いますが、府庁別館の雑排水を処理して、公用車の洗車やトイレの洗浄水として利用する実験を行いました。生物処理と凝集・砂ろ過を組み合わせることにより、簡単に洗車レベルの再利用水を作ることができましたが後が続きませんでした。

家庭でも、そうだと思います。5人家族で1～2㎥／日の水を浄化槽で処理して放流しています。この水にSSが無くて、タンクの水中で藻やカビが生えたりせず、臭気が出たりしないようなきれいな水にして、浄化槽プラス処理水の再利用タンクを設置することにより、常時は庭や道路の散水、洗車用水、トイレの洗浄水に利用できます。トイレの洗浄水とするには、配管の中でスライムができない、便器で臭気が出ない水を作る必要があります。

浄化槽の処理水をより高度な水質にすればするほど、前栽や庭や道路の散水、洗車用水、トイレの洗浄水に利用でき、また、緊急災害時の用水として役立てることができます。消防の方に聞くと2㎥もあれば初期消火に十分とのことです。このようなことにより、水の節約と生活の合理化が浄化槽のおかげで進捗していきます。

ところが今、浄化槽は環境保全のため、水資源復活のため等の大きな目標から、建築物を成立させるための付帯設備の一つにすぎないという、自らマーケットを制限し、有効な環境面における浄化槽の活性化を自分たちで壊しています。そういう時代は、もう終わっています。業界も単に価格競争ではなく、その前に浄化槽の社会的な意義、浄化槽に携わっている人は今世の中で何を自分たちの仕事として行っているかをよく考える必要があります。

浄化槽をどう活用しなければいけないか、大きな社会的価値評価がされうる条件を生かすようにしなければなりません。

よく浄化槽は、下水との経済的な比較がされますが、下水道の管渠の工事費用、メンテナンス費用だけで計算が合わなくなります。では、なぜ下水道を進めるのかというと、市町村の下水道課がなぜ浄化槽のことを考えなければならないかという縦割り行政の弊害によるとのことです。

しかし、財政上の問題から浄化槽を選択する方が有利であると判断せざるを得ない市町村も多く出てきています。さらに、下水道との財政問題の話をすると助役さんや首長さんレベルを含めて市、町全体で、うちの市のこの地区の生活排水処理にいかなる処理方式を選択することが実効のある対策であり、財政の節約になるのかを検討してはどうかと上の人から話を進めると、下水道部局、環境部局、農水部局がそれぞれの有利な点、不利な点を出し合って総合的な検討をしてきちんと結論を出しています。誰かが命令して、同じ土俵で検討するように言えば、ほとんど浄化槽の世界になります。

浄化槽の世界とした時に問題になるのが、余剰汚泥の処理・処分です。国を初めとして有効利用が検討されていますが、大阪府のような条件では有効利用の方法はまず無いと思います。しかし、観点を変えてみますとごみは焼却処分していきます。ごみ処理場、下水処理場、し尿処理場で個別に焼却を行って、個々に焼却に伴う有害物質の処理を行うよりも同じ土俵の中で一括して行う方が、建設費、ガス処分費、焼却残渣の処分費、人件費等の合理化ができます。

自治体にたくさんの業種がある中で、いろんな種類の排水、廃棄物が出てきます。これを仕事にしている人たちは、民間業者です。自分たちの仕事の範囲を一度見直すだけで、自分たちの事業の発展が住む自治体単位から自治体の範囲を超えた仕事としていくことは民間の活力でできることです。

私は、日本国中の市町村に行ってげんなりしましたのは、市町村の下水道部長、下水道課長さんは、単独処理浄化槽と合併処理浄化槽の区別がつかない人が大半であったことです。単独処理浄化槽は臭い、汚い、駄目だ。単独の言葉をそのまま使って、「浄化槽は住民が迷惑する、みんな下水を作ってくれと陳情しています」との声が一番多くありました。あなた方は、その区別があるのかと聞いたところ、そんな区別は知らなかったといわれました。つまり、いろんな地域の浄化槽協会、各地の浄化槽関連団体の行政へのPRが不足していることが明らかです。

それからもう一つ大きな問題は、既存単独浄化槽がそのまま棚上げになっていることです。建築基準法上、遡及適用しなくてもいいためです。国ができること、環境省ができることは、既存単独浄化槽を合併処理浄化槽に変えるとき必要な補助金を出したり、省令を出したりして鉦や太鼓をたたいていますが、効果がありません。中には、浄化槽業界ですら既存単独浄化槽の地域に下水管を引けと言ったりしています。

どうして、単独浄化槽から合併処理浄化槽への転換が進まないのか。建築基準法の下に浄化槽を置くことが間違っているのか。あるいは、もう少し何かを見直すことによって、環境汚染の元凶である単独処理浄化槽を合併処理浄化槽への転換は、浄化槽業界にとって大きな営業の場に変わるとともに環境問題の問題解決に役立ちます。このような運動が、各地の浄化槽協会、業界団体でできるはずです。法律を誰かが変えてくれたら乗りますといった姿勢はだめです。今から先、変えるのは民間業界、民間の人間です。役人は、頭で考えても簡単に実行できない。もしできるとしたら、首長、議員であります。議会と首長が「我が市、我が町ではこういう方針で大きな改革をやろうじゃないか」と、議会や首長が組織にこういった改革を客観的に検討して企画立案するように言えばすぐに前に進みます。有権者であり、納税者であることを根拠にして主張すればよい。有権者として、納税者として、社会のためにこの役所がこうゆうことをこう考えてほしいと堂々と主張すべきです。

最後に、もう一度申し上げます。どうか地域選出の議員の人たち、自治体の首長さん、地域の役員さんを徹底して教育していただきたい。それと同時に、ユーザー、世の中に対して責任が持てる浄化槽の維持管理体制が必要です。浄化槽の保守点検・清掃契約を結べば100％その浄化槽についての責任を我社が持ちますと、堂々と宣言して契約書に明記できるような業界になっていただきたい。どうか、その辺のことをもう一度、世の中で再構築して頑張っていただきたいと思います。勝手なことを申しまして失礼いたしましたが、この辺で話を終わりにさしていただきます。

㈳大阪府環境水質指導協会副会長
管理委員長　松藤一巳

ご参加の皆さんには最後まで御静聴されまことにご苦労様でした。

本日の講習会では、大森先生より浄化槽のあり方に関する基調講演をいただき、製造部会の講師の皆様からは、具体的な維持管理・施工に関するご説明をいただきまして本当にありがとうございました。また、ご来賓の大阪府環境衛生課課長桐山晴光氏、協賛していただいた大阪府衛生管理協同組合副理事長米田健司氏に厚く御礼申し上げます。

府民の浄化槽に対する信頼性確保のためには、製造、施工、保守点検が適正に行われるだけでなく、法定検査が非常に重要な事項となります。

当協会といたしましても今日の御講演を踏まえ、受検率向上へ向けて今後、最大限努力してまいります。

これにて、講習会を終了いたします。

第Ⅱ部

大臣認定型浄化槽の維持管理と施工の要点

(1)フジクリーン工業　CF型

フジクリーン工業㈱
大阪支店　第一営業課
課長代理　伊丹大介氏

（共同開発
㈱ハウステック
KTG型）
（対応浄化槽
積水ホーム
テクノ㈱
GCX型
日本ゼオン㈱
GPU型
前澤化成工業㈱
VRCⅡ型）

処理方式
沈殿分離・嫌気ろ床・好気循環処理方式

処理性能
BOD　15mg／ℓ以下
SS　10mg／ℓ以下
T－N　20mg／ℓ以下

伊丹氏からCF型の構造、維持管理及び施工の要点が説明された。

(2)㈱クボタ　浄化槽ユニットKJ型

㈱クボタ
浄化槽ユニット
CS推進課
マネージャー本田和之氏

処理方式
担体流動循環方式

処理性能：
BOD　20mg／ℓ以下
T－N　20mg／ℓ以下

本田氏からKJ型の構造、維持管理及び施工の要点が説明された。

(3)アムズ㈱　CXN型

アムズ㈱　大阪支店
専任課長　宮下政之氏

処理方式
嫌気分離接触ろ床方式

処理性能
BOD　20mg／ℓ以下
T－N　20mg／ℓ以下
SS　15mg／ℓ以下

宮下氏からCXN型の構造、維持管理及び施工の要点が説明された。

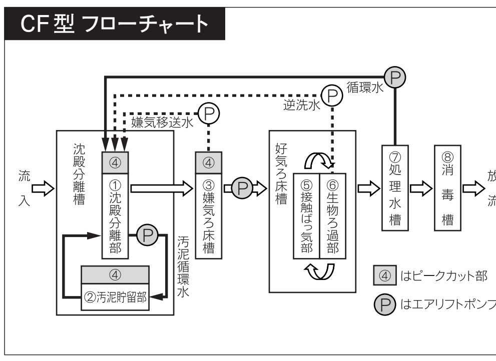

CF型 フローチャート

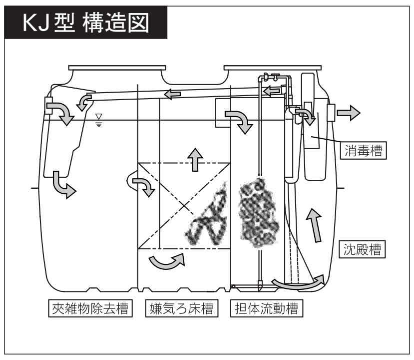

KJ型 構造図

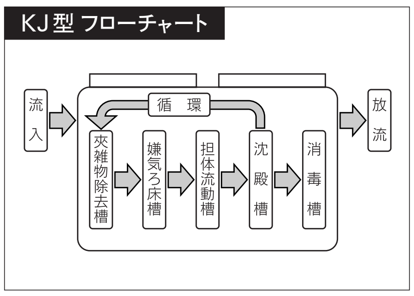

KJ型 フローチャート

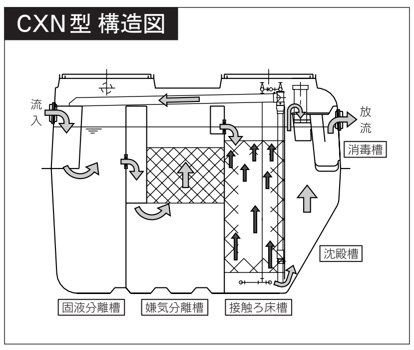

CXN型 構造図

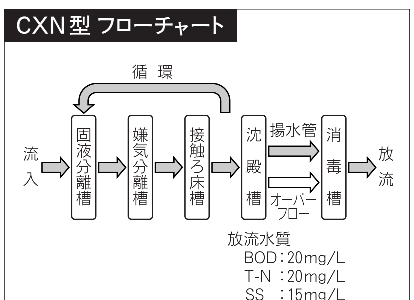

CXN型 フローチャート

定例理事会の報告

平成22年

平成22年1月13日

議案「理事会のありかたについて」に関して以下のことが確認された。

①理事会は組合定款に定める通り、相互扶助の精神に基づき審議を行う。

②理事会は組合全体のために機能するものであるため、個人的利害関係の伴う問題に関しては一切取り上げない。

③理事会に出席できるのは、理事本人に限られる。

④理事会は議案のみを審議する。

⑤各地域での問題については、定例理事会の10日前までに事務局に連絡する。

その他＝松原市の問題について、従来から地域外業者が地元業者とともに作業をしていた。今回は地元業者の了解なく作業し、当事者は役所から数回の指導を受け、役所との問題も解決している。組合の相互扶助の精神に則り、組合員同士が事を荒立てることなく穏便な収束を望む、という意見が大半であった。

なおこの問題については上記で確認した通り、今後理事会では取り上げない。

平成22年2月17日

(1)府営住宅の指定管理者制度移行の件＝かねてから、大阪府住宅まちづくり部住宅経営室住宅管理課施設管理グループ課長補佐吉森直氏を窓口に、申し入れをしていたが、17日午前9時30分に藤野理事長、滝北副理事長、事務局3名で面談を行った。なお、同住宅管理課計画グループ課長補佐盛田和幸氏から後日「分離発注」についての見解を聞く約束です。

(2)EA21の経過報告と新規募集について＝現在13事業所で環境経営システムのテスト運用が終わり、順次環境省中央事務所審査を受けている。既に2件が認証取得済みであり、新規募集をするので皆様の参加をお願いする。

(3)合特法のその後の経過（枚方支部報告）＝昨年9月より6回打ち合わせ会を開催し、8事業所ごとの損害額を把握した。3月中にその額を精査し、着手金や訴訟費用を算定予定。

(4)水質指導協会報告＝2月9日(火)たかつガーデンにおいて開かれた第245回理事会の報告。協会運営状況は大幅な赤字が予想され、対策として大阪事務所を廃止する。

なお、し尿浄化槽のデーターベース化を5年間3千万円で実施する。当組合はこの情報の開示を速やかに行うように要請した。

(5)青年部報告＝21年度は2回の活動と全体会議を1回開催。

（追記）今後理事会は議案がない場合やまた議案が少なく緊急性が低い議案のみの場合は、無理に議案を作らず、1回休会する場合がある。上記について、皆様のご理解をお願いする。

平成22年3月17日

(1)エコアクション（EA）21報告＝13事業所で完了。3月17日現在の実施状況は登録・認証済4件、中央判定3件、地域判定4件、現地審査2件である。認証の手順は①事業所で環境レポート作成②環境省審査人の現地審査③地域（審査人所属事務局）判定④中央（環境省事務局）判定。国のCO_2削減政策もあり、組合は環境省EA21環境経営システムを採用して、「環境に配慮した経営企業」として、希望事業所には数年かけて実施する。

(2)枚方支部の件＝21年9月理事会において、決定したアンケート調査では、15市町のみが解決済み。残りの市町村については弁護士をいれて行政交渉をすることを決定。その後、枚方支部において、組合三役や弁護士団等の会議を6回開催し、補償請求金額を決めるなど、枚方市との交渉準備を進めてきた。今回、弁護士団に支払う着手金については、本部より支部に貸付ける事に決定した。

(3)㈳大阪府環境水質指導協会正副会長会議報告＝3月11日(木)堺市の協会で開催され、今年度は大幅な赤字になり、対策として顧問弁護士、会計士等の費用削減や中央区谷町の大阪事務所閉鎖で対応する。

(4)組合総会開催日程について＝日程：5月19日(水)～20日(木)、行き先：宮城・仙台方面

注：大阪伊丹空港より飛行機を利用予定

(5)青年部報告＝特に、報告はありません。

平成22年4月21日

(1)平成21年度決算報告及び平成22年度予算案の件＝脇田顧問税理士より説明。損益計算では、売上利益2、460万円（前年比129万増）あり、全国環整連退会に伴う、会費、東京での理事会出席（3名）等の出費がなくなり、当期利益610万円（前年比451万増）となった。22年度予算案では業務売上を確保し、支出を極力削減する努力をして、利益を上げるよう配慮した。

(2)通常総会について＝4月21日現在26名の出席です。毎年30名以上の参加者があり、例年の参加者に出席要請を再度します。

(3)合特法に基づく浄化槽補償の件（枚方市）＝三ツ川枚方支部長より報告。

4月16日(金)午前11時、枚方市環境保健部と行政交渉のため、同支部全事業所8社、当組合正、副理事長（4名）事務局、東畠顧問弁護士他3弁護士計16名で面談を行った。なお、枚方市当局は環境保健部長他下水道部関係職員を含む12名であった。面談内容は、すみやかに補償交渉に入るよう、市当局にうながした。双方の担当窓口を市は浜津淀川衛生事業所長、支部は坂川弁護士とした。また、次回開催を早期に行うよう要請した。

(4)青年部報告の件＝金澤青年部長より会計報告があった。

平成22年7月21日

(1)枚方市補償対応の経過について＝4月16日午前に枚方市に出向いて第1回の話し合いをしました。その後5月21日に枚方市と接触するも協議開催に至らず、やむなく大阪地方裁判所に調停の場を設けざるを得ませんでした。

(2)㈳大阪府環境水質指導協会 正副会長会議報告＝7月13日協会事務所にて開催。内容は11条検査受検率アップの方策検討、23年末新公益法人制度による一般公益法人移行の手続き、8月24日保守点検業の技術研修等が議論された。

(3)市町村設置型浄化槽清掃・管理料金について＝市町村設置型浄化槽は少ないが、14市町村で実施している個人設置型が今後市町村設置型になると増えてくる。17年 富田林市、18年 河内長野、大東、枚方の3市で行っている。現在の設置数は富田林市416、河内長野市74、大東市51、枚方市10基である。

(4)柏原市入札問題（ごみ委託）について＝同市は6月10日、23年度家庭ごみ収集業務の指名競争入札を実施。3新規参入業者が5区画、2現行業者が2区画を落札した。現行業者のなかには大幅な業務縮小や廃業に直面する厳しい場面も想定される。我々業者が一致結束しないと、柏原市のようなことが起こる。「他山の石」とすべきである。

(5)青年部報告の件＝来月に委員会（全体会議）を予定しています。ザックバランな情報交換の場となるよう期待しています。

平成22年9月15日

(1)枚方市補償対応の経過について＝昨年9月度定例会の決定により、4月5日枚方市に申入書を手渡し、同4月16日第1回交渉を行った。しかし、5月21日の電話での接触では開催日程を設定できなかった。やむなく当方は7月23日大阪地裁に調停の場を設けた。しかし8月26日大阪地裁第10民事部調停によるも、現時点における枚方市の協議継続意思なしを確認し、調停不成立となった。なお、平成12年の静岡市合特法裁判内容を入手したのでこれを検討し、今後詳細について調査する。

(2)府立高校浄化槽の最終清掃に伴う汚泥の適正処理について＝放流切り替えや校舎等の解体時の既存浄化槽取り壊しに際しては、浄化槽清掃を正確な見積もり（汚泥量算出は全槽容量を適用）により、適正に実施出来る正規の業者選定を行うよう教育委員会事務局に依頼する方向で検討する。

平成22年10月20日

(1)大阪府清掃事業連合会「研修会」の件＝11月4日午後2時ホテル日航大阪4F「孔雀の間」で「一般廃棄物処理にかんする今後の取り組みについて」の演題で環境省課長補佐筒井誠二氏の講演、「ごみ収集運搬業務に対する包括外部監査の問題点について」の全清連専務理事山田久氏の講演に当組合は協賛し、参加希望者を募る。

(2)枚方市行政交渉経過について＝8月26日大阪地裁調停が不調に終わった。その後、大阪府や環境省の意見を参考にし、今後の活動を行うべく動いた。9月29日(水)午前11時　米田、三ツ川、金澤、大久保4名と府環境衛生課2名で環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課課長補佐、係長、担当者3名に面会した（環境衛生課とは当日環境省正面玄関前に各々集合）。大阪地裁調停時の枚方市の姿勢について意見を求めたが、「一般的な話として、市に対しては個別の指導は出来ず、とやかく言える立場にはない。」いて言えば、一般廃棄物処理計画は策定時から数年経過すると計画と現実のずれが生ずる。いわゆる不具合ができるので見直しが必要になり、再検討し改定となる。その際、助言を求められれば話を聞ける。さらには、本年4月末地方主権改革関連3法が成立しこの方向はより強くなった。」とのことであった。

(3)組合の顧問弁護士交代の件＝北総合法律事務所の東畠敏明氏の申し出により、11月より、はばたき総合法律事務所木村真也氏に変更した。

(4)㈳大阪府環境水質指導協会第249回理事会報告＝「浄化槽設置費用助成金交付事業要綱」を発表し、11月から実施。単独を合併、汲み取りトイレを浄化槽に入れ替える場合は各々20万、10万円の助成を（総額5、000万円を限度）する。協会が自らの資金で上乗せ制度を設けるのは全国でも初めて。

(5)青年部報告＝11月に部会開催し、広く忌憚のない建設的な意見を聴取予定。

平成22年11月17日

(1)大阪府清掃事業連合会「研修会」の報告＝研修日時：平成22年11月4日午後1時30分～5時、研修場所：ホテル日航4F「孔雀の間」、主催者挨拶：大前会長、米田当組合副理事長、三井全清連会長、①講演「一般廃棄物処理に関する今後の取り組みについて」講師：環境省廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課課長補佐筒井誠二氏、内容：平成20年6月19日廃棄物課長通知（経済性の確保等よりも業務の確実な履行を重視する姿勢を強調）を踏まえた廃棄物適正処理、23年度予算、地球温暖化対策等の説明。②講演「ごみ収集業務に対する包括外部監査の問題点について」講師：㈳全国清掃事業連合会専務理事山田久氏、内容：会計士を中心とした外部の専門家によって行われる第三者監査。行政が実施しているさまざまな事業を、納税者や受益者の立場から、客観的な視点で評価することが期待されている。廃棄物処理事業についても、廃棄物処理の特有の事情に偏ることなく、他の分野や世間一般の常識に基づいて判断、評価されている。しかし、監査人が環境分野、廃棄物分野に詳しいとは限らないので、本質的な問題が反映されない可能性がある。また、地方自治体は監査結果の訂正措置を講ずる義務はない。

(2)静岡市合特法裁判事例調査報告＝11月9日(火)静岡ライフクリーン㈱に訪問し、川口社長、大橋常務とに面談し、説明を受けた。平成2年～12年間、静岡地裁、東京高裁、最高裁判所でいずれも棄却となり、その後の現状についても聴取した。経過と内容　1955年ライフクリーン設立、1967年静岡市は昭和42年に㈶清掃公社設立し、業者加入を勧める、1974年静岡市は業者にたいして、汲み取り料交付金制度を導入、1985年同社は市議会に補償措置を陳情するも「希望に沿えない」の回答、1986年同社は市長に憲法29条3項に基づき補償請求するも「応じられない」の回答、1990年静岡地裁民事第1部に「業務縮小に伴う転廃交付金（補償）請求」を行う。1997年地裁による請求棄却決定。東京高等裁判所第5民事部に同上請求を控訴。1999年東京高裁で同請求を棄却され、上告。2000年最高裁判所第3小法廷で上告棄却決定。上記以後現在まで廃掃法第7条許可（収集・運搬）及び浄化槽法第35条清掃業の許可により業務続行。

(3)青年部報告＝11月15日(月)KKRホテル大阪で開催し、21社（22名）が参加した。枚方問題に関心があり、話題になった。21年度会計報告と事業内容の説明を行った。

平成23年

平成23年1月12日

川口副理事長挨拶＝あけましておめでとうございます。昨年は色々ご協力いただきありがとうございました。藤野理事長が欠席ですので挨拶をさせていただき、僭越ですが審議を進めさせていただきます。

(1)府下市町村の権限移譲について＝大阪発「地方分権改革」ビジョンに基づき大阪府下市町村の権限が特例市並みになるとの情報があります。住民に身近な行政は、地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするとともに、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組

むことができるようにするための改革です。23年4月に法案が成立する予定で、府も地元市町村と打診調整していたようです。具体的には、当組合に関係する分野は浄化槽法に関する事柄です。浄化槽設置届に始まる水質検査報告や改善又は使用禁止命令、立ち入り検査等の全てが府保健所から市町村にいきます。本年4月1日からは、吹田、茨木、寝屋川の3市です。24年4月からは、豊中、摂津、四条畷、阪南、交野、八尾、松原、和泉、岸和田、貝塚の10市が権限移管となる。なお特例市は現在豊中、吹田、茨木、枚方、寝屋川、八尾、岸和田の7市である（人口20万以上）。

意見交換・設置届はどこにだすのか。→今まで通り㈳府環境水質指導協会・各市は権限移譲の際、台帳等の整理をし、実数を把握してほしい。・残り少ない浄化槽を適正管理し、正しく清掃実施を各市は努めてほしい。・各市は下水道部と連絡を密にし、浄化槽や汲み取りトイレの所在を正しく把握し地図等を作成し不明なものがないようにしてほしい。・その他種々の意見があり、特にこの市移管は行政側の対応不備が予想され、我々も無用な混乱をまねかないよう市窓口担当者への協力はやぶさかでないと考える。

(2)青年部報告＝昨年11月15日全体会議を開催。本年はその際の多くの意見を参考にし、新しく活動を考えていますので皆様のご協力をお願いする。

平成23年3月16日

藤野理事長緊急提案＝3月11日(金)午前に3役会を開催し、定例理事会議案書を作成した。そのあと三陸沖の10メートルを超える地震津波報道を見て、大災害発生を知りました。大阪府、大阪市から災害協定に準じてのバキューム車両派遣要請の問い合わせがあり理事会で審議し回答する旨の答えをしました。本日、東日本災害地派遣の是非についてのアンケートをすることと義援金供出について提案します。審議の結果：アンケート実施と義援金100万円を日本赤十字社大阪府支部に供出することとなった。追記：義援金100万円を3月18日供出、震災地派遣可非アンケートは3月17日実施し、回答期限を3月23日午前とした。

(1)府下市町村長宛要望書・解決済み16市町の地元業者に資料提供依頼について＝地元業者の手元にある行政と交わした覚書、念書、協定書、契約書等の補償に関する文書の開示及び交渉経過の聞き取りをお願いする旨の依頼文を送付する。

(2)浄化槽清掃マニアル編集チームについて＝かねてより立ち上げを予定していた清掃マニアル策定を新年度に実施する。案として検討チームは、業界、学識経験者（府立公衆衛生研究所）、行政（府環境衛生課）の3者から、委員計6～7名程で構成する。また、必要に応じメーカー及び教育センターを招聘する。一定期間をへてDVDをつくる計画である。

(3)PFI改革法案について＝PFI（民間資金を活用した社会資本整備）を見直し、上下水道、鉄道、港湾、医療、社会福祉、都市公園等の施策や駐車場、浄化槽等14分野で導入。

(4)廃棄物処理法の改正について＝産業廃棄物の収集運搬業許可は47都道府県知事許可のみで可能、実施は平成23年4月1日。なお、優良処理業者は許可期間5年→7年となり、環境省エコアクション21取得企業は他の条件もあるがこの優良企業に該当する。

(5)第47期総会の開催日・場所について＝開催日、場所　平成23年5月17・18日下呂温泉（ホテル水明館）

(6)青年部報告＝近く委員会開催予定です。

平成23年3月29日

（緊急理事会）

(1)東日本震災地派遣について＝（経過）3月21日（祝祭日：春分の日）午後緊急3役会を開催し、大阪府環境衛生課よりバキューム車の災害地派遣要請があり緊急に審議した。なお、環境衛生課は11日の震災発生後2度組合を訪れ三役と面談し、派遣を口頭要請していた。審議内容は具体的な派遣と経費についてであり、アンケート調査結果により14社（船1、バキューム16台）から派遣承諾の回答があった。派遣要請地は岩手県盛岡市で陸路及びフェリーの検討をした。陸路は千キロになり、途中1泊を要し無理であると思われた。フェリーは敦賀港から毎週月曜日朝10時に乗船すると、翌朝6時に秋田港に到着し、陸路1時間半で盛岡市に入ることが判明しこのルートが無難に思われた。また、派遣は2班、期間7日とし、装備携帯品についても検討した。なお、派遣車両の通行証やステッカー、乗員服についても話が及んだ。なお、審議の結果、緊急理事会を29日に開催する事を決定した。

◎緊急理事会内容

（内容）14社の内、第1陣6社（藤野興業、SYC、小川工業、平野工業、岸田清掃、八光興業）バキューム7台を4月4日午前9時敦賀港に集合し、5日早朝秋田港より陸路盛岡市に入る。第2陣（関西浄化槽工業、前田環境、柾木工業、岸和田設備工業、大八清掃社、三ツ川工業所）バキューム車6台を4月11日敦賀港に集合し、盛岡市に派遣予定。北口建設工業及び河内興業は次回派遣予定。経費算定（概算）1、360、420円、内訳：フェリー及び人員（往復）740、920円、宿泊費（5日間の連泊）409、500円、食事代（10人）210、000円、なお、日当は1人1万円を派遣事業所に支給、現地で給油の燃料費は立て替え払いとする。

・派遣事業所の地元行政に大阪府から当組合あての派遣要請文書を首長に親展にて送付する。

・理事会終了後直ちに、大阪府（環境衛生課）に対して、4月1日までに、現地の具体的な業務内容指示と十分な燃料確保をする旨の回答を得た上で、4月4日行動する準備が整えているとの報告をした。

・3月30日(水)午前11時藤野理事長に環境衛生課から派遣中止の電話があり、直ちに派遣事業所に中止の連絡を入れた。また、フェリーや現地宿泊ホテル等にキャンセルの措置を行った。なお、㈱スカイトラベルの尽力もあってキャンセル料は無料でした。

平成23年4月20日

大阪府健康医療部環境衛生課水道・生活排水G補佐　木村直昭　氏の挨拶＝東日本大震災の支援にお礼を申し上げます。3月の混乱の中での現地支援打診に対し岩手県から、支援要請が大阪府にあり直ちに貴組合の協力を得て準備をしましたが、3月下旬に岩手県の現地体制が整い中止となった。大阪府としては、速やかに対応可能な貴組合にあらためて信頼を厚くしたところです。

環境衛生課水道・生活排水G総括　上澤主査＝権限移譲については、特別市（人口20万人以上）なみの権限を持つように進める。23年度4月から、吹田、茨木、寝屋川の3市。浄化槽法の設置届、水質検査報告や改善指示、使用禁止命令、立ち入り検査等の全てが府保健所から市に移行する。

(1)平成22年度決算報告及び平成23年度予算案の件＝脇田隆博顧問税理士説明があった。

(2)通常総会について＝開催日時　5月17日(火)～18日(水)　1泊2日、開催地　岐阜県　下呂温泉　水明館郡上八幡・飛騨路

(3)青年部報告の件＝平成23年3月30日現在の会計報告を作成中です。

平成23年6月15日

藤野理事長挨拶＝23年度第1回理事会をこれから始めます。㈳府環境水質協会の勝部会長から辻さんに替わりました。辻新会長に挨拶をしていただきます。

辻㈳大阪府環境水質指導協会会長挨拶＝5月に㈳大阪府環境水質指導協会会長に就任しました辻精一郎です。また、山本新事務局長です。よろしくお願いします。挨拶の機会がなく、今日になりました。日頃は協会に協力をいただきありがとうございます。3年間㈶理容師美容師試験研修センターで若い人の国家試験に従事して、浄化槽行政には3年のブランクとなっています。今後浄化槽をどのように盛り返すかを皆様と一緒に考えて行きたいと思っています。協会と貴組合は車の両輪です。色々と相談しながら浄化槽業務を10年から20年仕事を確保して行きたいと思っています。

藤野理事長＝30年も組合運営をしているが、今度の総会のように役員が決まらなかったことは初めてです。理事会で活動方針を、審議し決議を経て行っています。今後の報告書には必ず「不明な点があれば地区の役員に問合わせください」との文章を入れます。地区役員の皆様は、問合わせがあれば、ご返答をお願いします。新役員名簿及び委員会構成を発表。（名簿添付）

(1)㈳大阪府環境水質指導協会　総会報告＝米田副理事長が当日、公務が重なり、出席できませんでしたので事務局より説明させます。①組合派遣の協会理事4名（米田、三ツ川、畑中、柾木）②22年度浄化槽申請件数1、663件、7条検査数1、940件、11条検査数111、198件

(2)第3回青年部全体会議報告＝平成23年5月23日KKRホテル大阪で開催し、21名の参加を得て業界の次代を担う方々が、業界の現状と今後について活発かつ未来志向の議論を展開し、多方面で多彩な意見がありました。

平成23年7月27日

藤野理事長挨拶＝台風で1週間のびました。急に台風が大きく逸れたのであの日でも出来たと思いますが、今日になり皆様ご苦労様です。今回から青年部の正副3名が出席します。指名された後にのみ青年部の発言を許可します。

(1)理事構成の見直しについて＝本日決めるのではなく、9月理事会に皆様1人ひとりの試案をだしてもらいます。今7ブロックですがこだわる必要はありません。再来年の総会で決めます。理事の数は定款では13～17名ですが15名とします。色々と試案をだして、1番よい案を検討します。

(2)大阪市内浄化槽実態調査の件＝22年度の11条検査は285件、21年度252件です。大阪市生活衛生課の資料では23年3月31日現在349基です。現状は60余の浄化槽が清掃されていないと思われます。組合で実態調査をします。アンケート調査の内容を統制・渉外委員会で検討する意見あり

(3)組合ニュースの件＝合特法支援措置未解決市町村に送った「要望書」を掲載します。

(4)大阪マラソン仮設トイレの件＝経過：6月16日大阪府が来所。それ以前に大阪市が岸田清掃に行っていたので同席してもらった。条件として10月30日は日曜日なので中浜流注場の開場をお願いした。本日7月27日の話は、出発地点の大阪城は岸田清掃とし、沿道300ケ基を組合に依頼する話でした。作業実施の詳細を8月3日に説明に来所を約束し別れた。

（注）組合がイベントにかかわるのは、個々の組合員では、相手の提示料金となる。組合がかかわると料金提示が可能となり、当方の設定料金で話合うことが出来るからです。

(5)青年部報告＝今回より理事会に副2名の出席をお願いしました。副6名（浅田、大塚、奥野、角井、北口、篠田）と会計垣花を選出。また、規約を検討。

（追伸）組合事務局のお盆休み、8月13日(土)・14日(日)・15日(月)・16日(火)

緊急連絡先　大久保090－4561－5218、野口070－5669－1749

平成23年9月26日

藤野理事長挨拶＝台風15号の影響で、今日になりました。多数の理事の出席を得ておりましたが、急に4名が欠席となりました。

(1)理事構成の見直しについて＝再来年の総会に提案すべく、7月より皆様の考えをお聞きしています。

（意見）・北摂や河北エリアでは市町村が多く、地元活動を考えると増員。・理事会の中で、下部組織として地区役員を設ける。・理事会報告を全員に送付。しかし内容不十分で補完の必要あり。・案：現15枠内では、大阪3→2　泉南を1増、まだまだ意見を考えて、次回も協議します。

(2)大阪市内浄化槽実態調査の件＝18社の回答あり。清掃数は456基で大阪市生活衛生課の設置数349基や㈳府環境水質指導協会11条検査285基より多かった。

(3)受注斡旋業務の公表について＝第47期総会（下呂温泉水明館5・18）で質問のあった上記について検討し、遅くなりましたが発表の運びとなった。内容は各理事にお聞きください。

(4)大阪マラソン仮設トイレの件＝永田、柾木、三ツ川の3理事が世話役のなり、10月7日(金)に参加希望16社及びマラソン実行担当者、トイレレンタル業者等が参集し具体の話し合いを予定。

(5)中浜流注場清掃について＝24年2月清掃より、新作業工程表（マニアル）により実施予定。このため関係者により、具体的な方法について検討する。なお、今回の経過報告を大阪市許可業者28社に発送。

(6)青年部報告（大阪府教育委員会との協議）＝統制・渉外部の同意を得て、適正処理の申し入れを7月14日、8月22日、9月16日の3回実施。なお、府立高校浄化槽最終清掃については、既に6月29日分離発注の協議済みである。

(7)その他

①全国廃棄物・リサイクル行政主管課長会議資料について＝一般廃棄物処理計画は、市町村の策定義務があることを廃棄物処理法で明記している。県や府は計画策定に遺漏がないよう、市長村に強く指導されたい。また、下水道の整備等により影響を受けるし尿処理業者等については合特法第3条第1項に基づく合理化事業計画の策定等により、適切な対策が講じられるよう貴市町村に対して助言され

たい。上記の資料により一般廃棄物処理に関する今後の取り組みについての話が6月23日にあった。

②浄化槽保守点検・施工技術講習会の開催について＝日時：平成23年11月16日(水)午後1時30分から4時30分、(場所) 堺商工会議所2F　堺市北区長曽根町130－23、(内容) 1部「浄化槽をもっと考えよう」、元大阪府立公衆衛生研究所　大森 英昭 先生。2部　大臣認定浄化槽の維持管理と施工上の要点、フジクリーン工業㈱CF型、アムズ㈱CXN型、㈱クボタ浄化槽ユニットKJ型。

右記講習会については、㈳大阪府環境水質指導協会が主催、当組合が協賛で、10月上旬に受講依頼文書を全組合員に発送予定。

平成23年11月17日

藤野理事長挨拶＝本来は16日でしたが㈳環境水質指導協会技術研修会と重なり一日延ばしました。昨日は32名が出席して熱心に受講され御苦労さまでした。

さて(1)の組合ニュースについてですが、広報委員長も兼務でいますので進行します。例年のとおり府市、公社の各課長の新年挨拶をもらう予定です。編集委員会を12月上旬に開催します。

(2)大阪マラソン仮設トイレの報告について＝10月7日午後1時　組合15社とTPS太陽㈱吉村課長、㈱タカノ高野社長（仮設トイレレンタル）と工程表の打合わせ。10月19日15社とTPS吉村課長コース沿道300基の配置と作業について打合わせ。10月21日15社並びにその従事者とTPS吉村課長と3者具体的な協議。10月29日39トイレ設置場所の確認のため事前に現場視察実施（7班）、大阪マラソン世話役より当日の詳細な連絡体制の確認。収集の実施報告：15業者、39設置場所の収集量等の一覧表による報告。

(3)中浜流注場の清掃について＝11月2日(水)大阪市許可業者による第1回実務者会議を開催。内容は最近の受入槽清掃の際、夾雑物（ビニール、タオル、衣類、家庭ごみ等）量が多く作業に時間がかかる等の支障がある。また受け入れ先の放出下水処理場より苦情もあり、作業の見直しを環境局より相談があったので改善について検討に入った。

(4)浄化槽清掃マニアル編集について＝㈳環境水質指導協会山本事務局長のアドバイスにより㈶日本環境整備教育センター調査研究G仁木先生に相談し、12月に予備会議開催予定。（統制

中国遼寧省汚水処理協力事業報告（2）

－現地訪問記－

平成23年10月

大阪府健康医療部環境衛生課
総括主査　上澤 行成

昨年10月、中国遼寧省より農村部の汚水対策で浄化槽の導入を検討するため、大阪府に技術者の派遣の要請がありました。遼寧省とは平成21年度から2年間汚水対策について技術交流を重ね、昨年2月の来阪時には、府営住宅の浄化槽の視察時に、貴組合にも大変お世話になりました。遼寧省は大阪での視察の結果、浄化槽の技術を大変評価し、農村部で浄化槽導入を検討するに至ったそうです。

遼寧省へは、10月25日～29日の日程で㈳大阪府環境水質指導協会の山本事務局長にご同行いただきました。訪問先は瀋陽市内にある遼寧省環境科学研究院です。瀋陽市内は高層ビルやマンションが無数に建ち並び、地下鉄工事やビルの建設ラッシュでまさに経済成長真っ只中です。視察に行きました農村部へは、市内から車で約1時間ぐらいですが、農地は広大で、ロバの馬車が走っていたり市内とは別世界のようです。農村部では、生活排水の実態を把握するため、生活様式や排水先、排水路の調査を行いました。農村部といっても日本とは異なり、家屋は点在せず、一定の場所に集合してあります。便所はすべて汲み取り式でした。雑排水の放流先は不明で、地下浸透しているようです。排水路もありますが、水は流れていませんでした。遼寧省の考えでは、し尿の処理は想定せず、雑排水のみを処理し、できるだけ嫌気槽を大きくして、維持管理費（電気代）を抑えたいとのことでした。日本の考え方とは相当異なるものです。私達は問題点を指摘し、要望に応じたフローシートを提示しました。なお、遼寧省には日本のし尿処理施設のような施設がなく、浄化槽の清掃や保守点検ができる人材もいないようです。浄化槽整備には、ハード面だけでなく、汚泥処理や適切な維持管理などのソフト面も重要であることも指摘しました。

今回の中国訪問で感じたことは、浄化槽は中国でも大変注目されており、浄化槽本体だけでなく、施工・維持管理等のソフト面も含めて、ビジネス展開ができるのではないかということです。ただ、「技術流出」があっては、何もなりません。官・民が一体となって「水ビジネス」として取り組み、浄化槽が世界中で設置されればと思います。

新春雑感

－頭を切り替えて－

大阪府衛生管理協同組合青年部委員長　金澤 一也

あけましておめでとうございます。

皆様には、輝かしい新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

今年も青年部に対するご理解・ご支援を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

昭和五十年「下水道の整備に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」すなわち合特法が制定されました。

合特法に基づいた話し合い、なかなか思うようには進まない現実。

反省すべきところは、お役所に物を謂うことを嫌がり嫌う姿勢、さらにはこの期に及んでも役所に、延いては世間に気兼ねをする姿勢が問題であります。私もその一人でありましょう…。振り返れば、お役所に頭を下げることで身を守ることしか教わってなかったように思います。

平成二十四年の干支は「辰・竜(龍)年」。「辰」という字には、理想に向かって辛抱強く努力し、困難と闘いながら進んでいくという意味を持つとされるそうです。

合特法に基づくばかりではなく、「仕事を探す！」ことも念頭に置きたいと考えます。

最後になりましたが、皆様方の益々のご発展とご健勝を祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

大切な資源を活かして豊かな未来環境の創造へ

MORITA

モリタエコノスは環境保全特殊車輌メーカーとして培った豊富な技術実績と
新たな技術開発によりあらゆるニーズに合わせたご提案をいたします。

株式会社モリタエコノス

本社・工場　〒581-0067 大阪府八尾市神武町1番48号
Tel.(072)995-0605　Fax.(072)993-5537
http://www.morita-econos.com

■全国販売網及びサービス網

仙台支店	Tel.(022)237-4171㈹	関西支店	Tel.(0798)34-6561㈹
秋田営業所	Tel.(018)845-4404㈹	京都営業所	Tel.(075)631-3391㈹
埼玉支店	Tel.(048)777-1891㈹	広島支店	Tel.(082)893-2231㈹
千葉支店	Tel.(043)243-2737㈹	四国支店	Tel.(087)841-3330㈹
東京支店	Tel.(03)5569-1740㈹	福岡支店	Tel.(092)591-1201㈹
西東京営業所	Tel.(042)531-7581㈹	鹿児島営業所	Tel.(099)282-8352㈹
新潟営業所	Tel.(025)265-0276㈹	北海道販売総代理店	
神奈川支店	Tel.(045)505-0031㈹	㈱北海道モリタ	Tel.(011)721-4114㈹
静岡営業所	Tel.(054)281-2388㈹	北海道修理サービス総代理店	
名古屋支店	Tel.(052)882-4571㈹	北海道特殊自販㈱	Tel.(011)784-4222㈹
北陸出張所	Tel.(076)443-6055㈹		

計量装置付バキュームカー

エコパネル（バキュームカー）

浄化槽水リサイクル車
（浄化槽汚泥濃縮車）

計量装置付圧縮式塵芥収集車
（プレスマスター）